

[事案 28-217] 契約者貸付無効請求

・平成 29 年 5 月 8 日 裁定終了

<事案の概要>

契約貸付は、第三者が申立人のまったく知らないところで行ったものであるとして、契約貸付の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 7 年 2 月に契約した 2 件の個人年金保険について、以下の理由により、契約貸付を無効としてほしい。

- (1) 自分は、本契約貸付がなされたことを全く知らず、契約貸付手続が行われたとされる A T Mのある消費者金融の店舗を利用したこともない。
- (2) 保険会社からは、契約貸付がなされたという通知は全くなかった。契約貸付以降に、契約貸付の利息の支払いを求めるハガキが届いたが、保険会社の担当者に尋ねたところ、放置して問題ないと言われた。
- (3) 保険会社において自分が保有する保険カードとは別の保険カードが作成され、それにより契約貸付が行われた可能性がある。また、自分の保険カード申込時にも、暗証番号が募集人等に知られる可能性があった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保険カードは、申立人の登録住所宛に簡易書留で送付し、その後、紛失等の申出もされていないため、申立人の管理下にあった。
- (2) 保険カードの申込書の暗証番号欄には目隠しと割印がされており、第三者が見ることはできず、また、一度はがすと元に戻すことはできないものとなっている。
- (3) 本契約貸付後、申立人に対して「ご利用明細書」を送付し、その後も契約貸付金利息の払込案内等を定期的に送付している。
- (4) 担当者が、契約貸付の利息に関するハガキについて、「放置して問題ない」などと答えた事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保険カードの申込時および契約貸付手続時の状況ならびに保険カードの管理等の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、第三者が無断で契約貸付を行ったとは認められないこと、申立人名義で別の保険カードが発行されたとは認められないこと、その他申立人の主張も認められず、一方、保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。